

介護保険特別会計

1. 概要

高齢者を社会全体で支える制度としてスタートした介護保険制度は、3年毎に制度の見直しを行っており、平成27年度の制度改正に伴い、第6期介護保険事業計画(平成27年度～平成29年度)を作成し、円滑な介護保険制度の継続を図ります。

取手市の平成27年1月1日現在の65歳以上の人口は32,818人で、高齢化率は30.0%を示し、要介護認定者が3,975人、認定率は12.1%である。益々加速する高齢化に伴い、居宅サービスを中心にサービス利用者が拡大するとともに介護給付費も増大している。こうしたことから、地域包括支援センターが地域支援事業の各種事業を実施している。住みなれた地域でいつまでも元気に生き生きとした暮らしを続けるために、介護予防事業をはじめ包括的・継続的ケアマネジメント、総合相談支援事業、権利擁護事業などに取り組んでいる。

要介護(支援)認定者の推移

(4月1日現在)

年 度	65歳以上の人口	高齢化率	65歳以上の認定者数
平成27年度	32,818人	30.0%	3,975人
平成26年度	31,818人	29.1%	3,826人
平成25年度	30,473人	27.7%	3,740人
平成24年度	28,664人	26.2%	3,504人
平成23年度	27,435人	24.8%	3,367人

平成27年度は、平成27年1月1日現在

受給者の推移

(4月1日現在)

年 度	居宅介護(予防)サービス受給者	地域密着型(介護予防)サービス受給者	施設サービス受給者
平成27年度	2,384人	129人	760人
平成26年度	2,204人	122人	752人
平成25年度	2,097人	129人	707人
平成24年度	2,006人	133人	632人
平成23年度	1,910人	134人	591人

平成27年度は、平成27年1月1日現在

介護(予防)給付費の推移

年 度	居宅介護(予防)サービス給付費	地域密着型(介護予防)サービス給付費	施設サービス給付費
平成27年度	2,732,760,000円	391,420,000円	2,831,280,000円
平成26年度	2,710,675,000円	415,290,000円	2,571,859,000円
平成25年度	2,434,622,541円	357,013,970円	2,254,144,605円
平成24年度	2,391,577,911円	378,265,181円	2,019,161,841円
平成23年度	2,249,200,838円	358,681,469円	1,862,868,777円

平成26年度は決算見込額

2. 歳入の状況

(単位：千円)

区 分	平成 27 年度	平成 26 年度	増 減 率
介 護 保 険 料	1,600,398	1,536,979	4.1%
使用料及び手数料	140	121	15.7%
国 庫 支 出 金	1,273,079	1,190,157	7.0%
支 払 基 金 交 付 金	1,925,745	1,893,488	1.7%
県 支 出 金	1,045,815	973,183	7.5%
財 産 収 入	72	109	△33.9%
繰 入 金	1,322,973	1,150,958	14.9%
繰 越 金	25,000	25,000	0.0%
諸 収 入	473	482	△1.9%
歳 入 合 計	7,193,695	6,770,477	6.3%

3. 歳出の状況

(単位：千円)

区 分	平成 27 年度	平成 26 年度	増 減 率
総 務 費	144,431	143,333	0.8%
保 険 給 付 費	6,841,808	6,492,661	5.4%
地 域 支 援 事 業 費	180,445	107,472	67.9%
諸 支 出 金	7,011	7,011	0.0%
予 備 費	20,000	20,000	0.0%
歳 出 合 計	7,193,695	6,770,477	6.3%

1 総務費

1 総務管理費 1 一般管理費

[担当：高齢福祉課] P.137

7001 介護保険事務に要する経費 9,678,000 円 (8,465,000 円)

[国・県 216,000 円 その他 9,461,000 円 一財 1,000 円]

* 特財積算根拠

[国補：介護保険事務処理システム改修事業補助金 216,000 円]

[財産収入：介護給付費準備基金利子 71,000 円]

[繰入金：事務費等繰入金 9,390,000 円]

○ 目的

介護保険制度の適正かつ効率的な実施、被保険者に対する行政サービスの向上を図る。

○ 内容

介護保険制度を適正に実施する。

主な経費	介護保険事務処理システム使用料	4,787,208 円
	ハードウェア経費	1,474,848 円

通信運搬費（被保険者証・決定通知郵送等） 2,014,000 円

2 徴税費 1 賦課徴収費

[担当：高齢福祉課] P. 139

7501 保険料賦課徴収費に要する経費 9,452,000 円 (8,708,000 円)

[その他 9,452,000 円]

* 特財積算根拠

[手数料：保険料督促手数料 140,000 円]

[繰入金：事務費等繰入金 9,312,000 円]

○ 目的

介護サービス給付費などに充てる財源を確保するために、市内に住所を有する 65 歳以上の被保険者(第 1 号被保険者)に対し、介護保険料の賦課及び徴収事務を行う。

○ 内容

介護保険第 1 号被保険者に保険料内容の周知を図ると共に、保険料に係る賦課及び徴収を行い保険料納入者の管理を行う。

主な経費	介護保険パンフレット作成	492,480 円
	特別徴収額決定通知書郵送料	1,530,000 円
	普通徴収納入通知書郵送料	436,600 円
	公金収納情報データ処理手数料	369,360 円
	介護保険料本算定処理委託料	2,448,349 円
	普通徴収消込処理・口座処理委託料	369,317 円

3 介護認定審査会費 1 介護認定審査会費

[担当：高齢福祉課] P. 139

7501 介護認定審査会に要する経費 13,433,000 円 (13,405,000 円)

[その他 13,433,000 円]

* 特財積算根拠

[繰入金：事務費等繰入金 13,433,000 円]

○ 目的

介護サービスを利用するための介護保険認定申請者の要介護・要支援の審査判定を行い、介護保険制度の適正な運営を図る。

○ 内容

介護認定調査結果をコンピュータ処理し、一次判定を行う。一次判定結果・主治医意見書・認定調査特記事項をもとに介護認定審査会にて二次判定を行い、介護度の認定となる。

主な経費	介護認定審査会委員報酬	9,620,000 円
	介護認定支援業務システム使用料	1,750,140 円

3 介護認定審査会費 2 認定調査等費

[担当：高齢福祉課] P. 140

7501 認定調査等に要する経費 35,033,000 円 (34,990,000 円)

[その他 35,033,000 円]

* 特財積算根拠

[繰入金：事務費等繰入金 34,976,000 円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 57,000 円]

○ 目的

公平で適正な要介護・要支援認定を行うために、訪問調査及び主治医意見書の作成依頼を行い、介護認定業務を推進する。

○ 内容

- ・介護認定調査員が要介護認定申請者に対して訪問調査を行う。
- ・医師に主治医意見書の作成を依頼する。

主な経費	介護認定調査員報酬	11,520,000 円
	認定調査票・主治医意見書郵送料	708,000 円
	主治医意見書作成手数料	17,496,000 円
	居宅介護支援事業者介護認定調査委託料	1,763,000 円
	公用車リース料	1,002,000 円

2 保険給付費

1 介護サービス等諸費 1 居宅介護サービス給付費

[担当：高齢福祉課] P.142

7501 居宅介護サービス給付費に要する経費 2,570,760,000 円 (2,564,100,000 円)

[国・県 835,497,000 円 その他 1,735,263,000 円]

* 特財積算根拠

[国負：介護給付費負担金 514,152,000 円]

[県負：介護給付費負担金 321,345,000 円]

[保険料：特別徴収分 535,755,000 円]

[保険料：普通徴収分 64,325,000 円]

[保険料：普通徴収分前年度以前分 473,000 円]

[支払基金：第2号被保険者保険料 719,813,000 円]

[繰入金：介護給付費繰入金 321,345,000 円]

[繰入金：介護給付費準備基金繰入金 93,552,000 円]

○ 目的

要介護認定者が、指定居宅サービス事業者から介護サービスを受けた時に、居宅介護サービス給付費を支給することにより、利用者負担の軽減を図る。

○ 内容

居宅介護サービス給付費 @111,000×1,930人×12ヶ月

1 介護サービス等諸費 2 地域密着型介護サービス給付費

[担当：高齢福祉課] P.142

7501 地域密着型介護サービス給付費に要する経費 391,200,000 円 (414,960,000 円)

[国・県 127,140,000 円 その他 264,060,000 円]

* 特財積算根拠

[国負：介護給付費負担金 78,240,000 円]
[県負：介護給付費負担金 48,900,000 円]
[保険料：特別徴収分 86,064,000 円]
[支払基金：第2号被保険者保険料 109,536,000 円]
[繰入金：介護給付費繰入金 48,900,000 円]
[繰入金：介護給付費準備基金繰入金 19,560,000 円]

○ 目的

要介護認定者が、住み慣れた地域で生活できるよう地域に密着したサービスを受けた時に、地域密着型介護サービス給付費を支給することにより、利用者負担の軽減を図る。

○ 内容

地域密着型介護サービス給付費	グループホーム	@234,000×110人×12ヶ月
	小規模多機能型	@196,000×35人×12ヶ月

1 介護サービス等諸費 3 施設介護サービス給付費

[担当：高齢福祉課] P.142

7501 施設介護サービス給付費に要する経費 2,831,280,000 円 (2,572,248,000 円)

[国・県 920,167,000 円 その他 1,911,113,000 円]

* 特財積算根拠

[国負：介護給付費負担金 424,692,000 円]
[県負：介護給付費負担金 495,474,000 円]
[県補：財政安定化基金貸付金 1,000 円]
[保険料：特別徴収分 642,882,000 円]
[支払基金：第2号被保険者保険料 792,758,000 円]
[繰入金：介護給付費繰入金 353,910,000 円]
[繰入金：介護給付費準備基金繰入金 121,563,000 円]

○ 目的

要介護認定者が、指定施設である指定介護福祉施設サービス、指定介護老人保健施設サービス、指定介護療養型医療施設サービスを受けた時に、食費、居住費、日常生活費を除く施設介護サービス給付費を支給することにより、利用者負担の軽減を図る。

○ 内容

施設介護サービス給付費 @251,000×940人×12ヶ月

1 介護サービス等諸費 4 居宅介護福祉用具購入給付費

[担当：高齢福祉課] P.143

7501 居宅介護福祉用具購入給付費に要する経費 8,976,000 円 (10,500,000 円)

[国・県 2,917,000 円 その他 6,059,000 円]

* 特財積算根拠

[国負：介護給付費負担金 1,795,000 円]
[県負：介護給付費負担金 1,122,000 円]
[保険料：特別徴収分 1,975,000 円]
[支払基金：第2号被保険者保険料 2,513,000 円]

[繰入金：介護給付費繰入金 1,122,000 円]

[繰入金：介護給付費準備基金繰入金 449,000 円]

○ 目的

要介護認定者が、厚生労働大臣が定める特定福祉用具を購入した時に、居宅介護福祉用具購入給付費を支給することにより、利用者負担の軽減を図る。

○ 内容

100,000 円を上限とし、福祉用具購入金額の 9 割を支給する。また、平成 27 年度の制度改正に伴い、8 月から一定以上所得がある方については 8 割の支給となる。

居宅介護福祉用具購入給付費 @34,000×22 件×12 ヶ月

1 介護サービス等諸費 5 居宅介護住宅改修給付費

[担当：高齢福祉課] P. 143

7501 居宅介護住宅改修給付費に要する経費 21,600,000 円 (25,920,000 円)

[国・県 7,020,000 円 その他 14,580,000 円]

* 特財積算根拠

[国負：介護給付費負担金 4,320,000 円]

[県負：介護給付費負担金 2,700,000 円]

[保険料：普通徴収分 4,752,000 円]

[支払基金：第 2 号被保険者保険料 6,048,000 円]

[繰入金：介護給付費繰入金 2,700,000 円]

[繰入金：介護給付費準備基金繰入金 1,080,000 円]

○ 目的

要介護認定者が、手すりの取付け等の住宅改修を行った時、居宅介護住宅改修給付費を支給することにより、利用者負担の軽減を図る。

○ 内容

200,000 円を上限とし、住宅改修費の 9 割を支給する。また、平成 27 年度の制度改正に伴い、8 月から一定以上所得がある方については 8 割の支給となる。

居宅介護住宅改修給付費 @120,000×15 件×12 ヶ月

1 介護サービス等諸費 6 居宅介護サービス計画給付費

[担当：高齢福祉課] P. 144

7501 居宅介護サービス計画給付費に要する経費 326,400,000 円 (326,400,000 円)

[国・県 106,080,000 円 その他 220,320,000 円]

* 特財積算根拠

[国負：介護給付費負担金 65,280,000 円]

[県負：介護給付費負担金 40,800,000 円]

[保険料：特別徴収分 65,000,000 円]

[保険料：普通徴収分 6,808,000 円]

[支払基金：第 2 号被保険者保険料 91,392,000 円]

[繰入金：介護給付費繰入金 40,800,000 円]

[繰入金：介護給付費準備基金繰入金 16,320,000 円]

○ 目的

要介護認定者が、指定居宅介護支援事業者から介護支援を受けた時に、居宅介護サービス計画給付費を支給することにより、利用者負担の軽減を図る。

○ 内容

居宅介護サービス計画給付費 (要介護 1・2) @12,000×1,200 人×12 ヶ月
(要介護 3・4・5) @16,000×800 人×12 ヶ月

2 介護予防サービス等諸費 1 介護予防サービス給付費

[担当：高齢福祉課] P. 144

7501 介護予防サービス給付費に要する経費 162,000,000 円 (112,680,000 円)

[国・県 52,650,000 円 その他 109,350,000 円]

* 特財積算根拠

[国負：介護給付費負担金 32,400,000 円]

[県負：介護給付費負担金 20,250,000 円]

[保険料：特別徴収分 25,000,000 円]

[保険料：普通徴収分 10,640,000 円]

[支払基金：第 2 号被保険者保険料 45,360,000 円]

[繰入金：介護給付費繰入金 20,250,000 円]

[繰入金：介護給付費準備基金繰入金 8,100,000 円]

○ 目的

要支援認定者が、指定居宅サービス事業者から介護サービスを受けた時に、介護予防サービス給付費を支給することにより、利用者負担の軽減を図る。

○ 内容

介護予防サービス給付費 @30,000×450 人×12 ヶ月

2 介護予防サービス等諸費 2 地域密着型介護予防サービス給付費

[担当：高齢福祉課] P. 144

7501 地域密着型介護予防サービス給付費に要する経費 220,000 円 (330,000 円)

[国・県 72,000 円 その他 148,000 円]

* 特財積算根拠

[国負：介護給付費負担金 44,000 円]

[県負：介護給付費負担金 28,000 円]

[保険料：特別徴収分 47,000 円]

[支払基金：第 2 号被保険者保険料 62,000 円]

[繰入金：介護給付費繰入金 28,000 円]

[繰入金：介護給付費準備基金繰入金 11,000 円]

○ 目的

要支援認定者が、住み慣れた地域で生活できるよう地域に密着したサービスを受けた時に、地域密着型介護予防サービス給付費を支給することにより、利用者負担の軽減を図る。

○ 内容

地域密着型介護予防サービス給付費 @110,000×1 人×2 ヶ月

2 介護予防サービス等諸費 3 介護予防福祉用具購入給付費

[担当：高齢福祉課] P. 145

7501 介護予防福祉用具購入給付費に要する経費 1,944,000円 (1,383,000円)

[国・県 632,000円 その他 1,312,000円]

* 特財積算根拠

[国負：介護給付費負担金 389,000円]

[県負：介護給付費負担金 243,000円]

[保険料：普通徴収分前年度以前分 428,000円]

[支払基金：第2号被保険者保険料 544,000円]

[繰入金：介護給付費繰入金 243,000円]

[繰入金：介護給付費準備基金繰入金 97,000円]

○ 目的

要支援認定者が、厚生労働大臣が定める特定福祉用具を購入した時に、介護予防福祉用具購入給付費を支給することにより、利用者負担の軽減を図る。

○ 内容

100,000円を上限とし、福祉用具購入金額の9割を支給する。また、平成27年度の制度改正に伴い、8月から一定以上所得がある方については8割の支給となる。

介護予防福祉用具購入給付費 @27,000×6件×12ヶ月

2 介護予防サービス等諸費 4 介護予防住宅改修給付費

[担当：高齢福祉課] P. 145

7501 介護予防住宅改修給付費に要する経費 8,820,000円 (7,056,000円)

[国・県 2,866,000円 その他 5,954,000円]

* 特財積算根拠

[国負：介護給付費負担金 1,764,000円]

[県負：介護給付費負担金 1,102,000円]

[保険料：特別徴収分 1,942,000円]

[支払基金：第2号被保険者保険料 2,469,000円]

[繰入金：介護給付費繰入金 1,102,000円]

[繰入金：介護給付費準備基金繰入金 441,000円]

○ 目的

要支援認定者が、手すりの取付け等の住宅改修を行った時、介護予防住宅改修給付費を支給することにより、利用者負担の軽減を図る。

○ 内容

200,000円を上限とし、住宅改修費の9割を支給する。また、平成27年度の制度改正に伴い、8月から一定以上所得がある方については8割の支給となる。

介護予防住宅改修給付費 @147,000×5件×12ヶ月

2 介護予防サービス等諸費 5 介護予防サービス計画給付費

[担当：高齢福祉課] P. 146

7501 介護予防サービス計画給付費に要する経費 23,302,000円 (17,694,000円)

[国・県 7,573,000円 その他 15,729,000円]

* 特財積算根拠

[国負：介護給付費負担金 4,660,000円]

[県負：介護給付費負担金 2,913,000円]

[保険料：普通徴収分 5,127,000円]

[支払基金：第2号被保険者保険料 6,524,000円]

[繰入金：介護給付費繰入金 2,913,000円]

[繰入金：介護給付費準備基金繰入金 1,165,000円]

○ 目的

要支援認定者が、指定居宅介護支援事業者から介護支援を受けた時に、介護予防サービス計画給付費を支給することにより、利用者負担の軽減を図る。

○ 内容

介護予防サービス計画給付費 (継続) @4,226×425人×12ヶ月

(新規) @7,289×20人×12ヶ月

3 その他の諸費 1 審査支払手数料

[担当：高齢福祉課] P.146

7501 審査支払手数料に要する経費 6,120,000円 (6,934,000円)

[国・県 1,989,000円 その他 4,131,000円]

* 特財積算根拠

[国負：介護給付費負担金 1,224,000円]

[県負：介護給付費負担金 765,000円]

[保険料：特別徴収分 1,346,000円]

[支払基金：第2号被保険者保険料 1,714,000円]

[繰入金：介護給付費繰入金 765,000円]

[繰入金：介護給付費準備基金繰入金 306,000円]

○ 目的

介護保険の適正な給付をするため、茨城県国民健康保険団体連合会にレセプト審査を依頼する。

○ 内容

茨城県国民健康保険団体連合会に審査支払手数料を支払う。

審査支払手数料 県内 @61×7,775件×12ヶ月

県外 @61×585件×12ヶ月

4 高額介護サービス等費 1 高額介護サービス費

[担当：高齢福祉課] P.147

7501 高額介護サービス費に要する経費 121,956,000円 (111,120,000円)

[国・県 39,635,000円 その他 82,321,000円]

* 特財積算根拠

[国負：介護給付費負担金 24,391,000円]

[県負：介護給付費負担金 15,244,000円]

[保険料：特別徴収分 10,000,000 円]

[保険料：普通徴収分 16,437,000 円]

[支払基金：第2号被保険者保険料 34,148,000 円]

[繰入金：介護給付費繰入金 15,244,000 円]

[繰入金：介護給付費準備基金繰入金 6,098,000 円]

[財産収入：高額介護サービス費貸付基金利子 1,000 円]

[諸収入：第1号被保険者延滞金 390,000 円 第三者納付金 1,000 円 返納金 2,000 円]

○ 目的

要介護認定者が受けた居宅介護サービス、地域密着型サービス、施設介護サービスに係る利用者負担額が一定額を超えたとき、高額介護サービス費を支給し利用者負担の軽減を図る。

○ 内容

同一月に利用したサービスの、1割の利用者負担の合計額（同じ世帯内に複数の利用者がある場合には世帯合計額）が一定額を超えたときに、申請により超えた分を高額介護サービス費として支給する。また、平成27年8月から現役並み所得に相当する方は、限度額が37,200円から44,400円に変更される。

公費分 @850,000×12ヶ月 償還分 @9,313,000×12ヶ月

区 分	個人の上限度額
市民税課税世帯	37,200 円
世帯全員が市民税非課税（課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える方等）	24,600 円
世帯全員が市民税非課税（課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方等）（高齢福祉年金受給者の方）	15,000 円
生活保護受給者	15,000 円

4 高額介護サービス等費 2 高額介護予防サービス費

[担当：高齢福祉課] P.147

7501 高額介護予防サービス費に要する経費 210,000 円 (96,000 円)

[国・県 68,000 円 その他 142,000 円]

* 特財積算根拠

[国負：介護給付費負担金 42,000 円]

[県負：介護給付費負担金 26,000 円]

[保険料：特別徴収分 46,000 円]

[支払基金：第2号被保険者保険料 59,000 円]

[繰入金：介護給付費繰入金 26,000 円]

[繰入金：介護給付費準備基金繰入金 11,000 円]

○ 目的

要支援認定者が受けた介護予防サービスに係る利用者負担額が一定額を超えたとき、高額介護予防サービス費を支給し利用者負担の軽減を図る。

○ 内容

同一月に利用したサービスの、1割の利用者負担の合計額（同じ世帯内に複数の利用者がいる場合には世帯合計額）が一定額を超えたときに、申請により超えた分を高額介護予防サービス費として支給する。

高額介護予防サービス費 @17,500×12ヶ月

5 高額医療合算介護サービス等費 1 高額医療合算介護サービス費

[担当：高齢福祉課] P. 148

7501 高額医療合算介護サービス費に要する経費 19,800,000円（15,840,000円）

[国・県 6,435,000円 その他 13,365,000円]

* 特財積算根拠

[国負：介護給付費負担金 3,960,000円]

[県負：介護給付費負担金 2,475,000円]

[保険料：普通徴収分 3,000,000円]

[保険料：普通徴収分前年度以前分 1,356,000円]

[支払基金：第2号被保険者保険料 5,544,000円]

[繰入金：介護給付費繰入金 2,475,000円]

[繰入金：介護給付費準備基金繰入金 990,000円]

○ 目的

医療及び介護の利用者の負担の軽減を図る。

○ 内容

各医療保険（国民健康保険、被用者保険、後期高齢者医療制度）における世帯内で、一年間（毎年8月1日～翌7月31日）の医療及び介護両制度における自己負担額が著しく高額となった場合に、申請に基づき一定の自己負担限度額を超えた部分を要介護認定者に高額医療合算介護サービス費として支給する。

高額医療合算介護サービス費 @1,650,000×12ヶ月

5 高額医療合算介護サービス等費 2 高額医療合算介護予防サービス費

[担当：高齢福祉課] P. 148

7501 高額医療合算介護予防サービス費に要する経費 240,000円（240,000円）

[国・県 78,000円 その他 162,000円]

* 特財積算根拠

[国負：介護給付費負担金 48,000円]

[県負：介護給付費負担金 30,000円]

[保険料：普通徴収分 53,000円]

[支払基金：第2号被保険者保険料 67,000円]

[繰入金：介護給付費繰入金 30,000円]

[繰入金：介護給付費準備基金繰入金 12,000円]

○ 目的

医療及び介護の利用者の負担の軽減を図る。

○ 内容

各医療保険（国民健康保険、被用者保険、後期高齢者医療制度）における世帯内で、一年間（毎年8月1日～翌7月31日）の医療及び介護両制度における自己負担額が著しく高額となった場合に、申請に基づき一定の自己負担限度額を超えた部分を要支援認定者に高額医療合算介護予防サービス費として支給する。

高額医療合算介護予防サービス費 @20,000×12ヶ月

6 特定入所者介護サービス等費 1 特定入所者介護サービス費

[担当：高齢福祉課] P. 149

7501 特定入所者介護サービス費に要する経費 346,560,000円（304,920,000円）

[国・県 112,632,000円 その他 233,928,000円]

* 特財積算根拠

[国負：介護給付費負担金 51,984,000円]

[県負：介護給付費負担金 60,648,000円]

[保険料：特別徴収分 40,000,000円]

[保険料：普通徴収分 36,243,000円]

[支払基金：第2号被保険者保険料 97,037,000円]

[繰入金：介護給付費繰入金 43,320,000円]

[繰入金：介護給付費準備基金繰入金 17,328,000円]

○ 目的

要介護認定者の居宅サービスと施設サービスの給付と負担が公平となるよう、平成17年10月から居住費と食費が保険給付の対象外に制度改正された。所得の低い方の施設利用が困難にならないよう所得段階に応じた自己負担限度額を設定し、基準費用額との差額を保険給付で補う補足給付を設け負担軽減を図る。

○ 内容

基準費用額 - 利用者負担段階に応じた負担限度額 = 補足給付額

平成27年8月から支給対象者の支給基準が変わる。住民税非課税世帯でも一定以上の預貯金などの資産がある場合には、給付の対象外となる。

特定入所者介護サービス費

施設・食事 @28,000×640人×12ヶ月 施設・居住 @26,000×310人×12ヶ月

短期・食事 @10,000×182人×12ヶ月 短期・居住 @10,000×108人×12ヶ月

利用者 負担段階	居住費等の負担限度額				食費の 負担 限度額
	ユニット型		従来型個室	多床室	
	個室	準個室			
第1段階	820円	490円	490円 (320円)	0円	300円
第2段階	820円	490円	490円 (420円)	320円	390円
第3段階	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	320円	650円
基準費用額	1,970円	1,640円	1,640円 (1,150円)	320円	1,380円

※（ ）内は介護老人福祉施設または短期入所生活介護を利用した場合

6 特定入所者介護サービス等費 2 特定入所者介護予防サービス費

[担当：高齢福祉課] P. 149

7501 特定入所者介護予防サービス費に要する経費 420,000 円 (240,000 円)

[国・県 137,000 円 その他 283,000 円]

* 特財積算根拠

[国負：介護給付費負担金 84,000 円]

[県負：介護給付費負担金 53,000 円]

[保険料：普通徴収分 91,000 円]

[支払基金：第2号被保険者保険料 118,000 円]

[繰入金：介護給付費繰入金 53,000 円]

[繰入金：介護給付費準備基金繰入金 21,000 円]

○ 目的

要支援認定者の居宅サービスと施設サービスの給付と負担が公平となるよう、平成 17 年 10 月から滞在費と食費が保険給付の対象外に制度改正された。所得の低い方の短期入所生活介護が困難にならないよう所得段階に応じた自己負担限度額を設定し、基準費用額との差額を保険給付で補う補足給付を設け負担軽減を図る。

○ 内容

基準費用額 - 利用者負担段階に応じた負担限度額 = 補足給付額

特定入所者介護予防サービス費 @35,000×12 ヶ月

3 地域支援事業費

1 介護予防事業費 1 介護予防二次予防高齢者施策事業費

[担当：高齢福祉課] P. 150

8601 二次予防高齢者介護予防教室に関する経費 8,338,000 円 (8,338,000 円)

[国・県 3,126,000 円 その他 5,212,000 円]

* 特財積算根拠

[国補：介護予防事業交付金 2,084,000 円]

[県補：介護予防事業交付金 1,042,000 円]

[保険料：普通徴収分前年度以前分 1,835,000 円]

[支払基金：地域支援事業支援交付金 2,335,000 円]

[繰入金：介護予防事業繰入金 1,042,000 円]

○ 目的

運動機能の維持向上を図る「元気ハツラツ教室」及び引きこもり防止を図る「外にでいサービス」を、基本チェックリスト該当者に実施することにより、要介護状態にならないように予防する。

○ 内容

元気ハツラツ教室：げんきサロン藤代・福祉交流センターの2つを会場とし、運動機能の維持向上を目的とした運動を行う。

@2,700 円×26 人×4 回×12 月=3,369,600 円

外にでいサービス：委託事業所を会場とし、口腔ケアや体操などレクリエーションを行

う。会場⇔自宅の送迎も行う。

@4,500円×23人×4回×12月=4,968,000円

1 介護予防事業費 2 介護予防一般高齢者施策事業費

[担当：高齢福祉課] P.150

7902 一般高齢者訪問指導に関する経費 3,148,000円 (3,143,000円)

[国・県 1,181,000円 その他 1,967,000円]

* 特財積算根拠

[国補：介護予防事業交付金 787,000円]

[県補：介護予防事業交付金 394,000円]

[保険料：特別徴収分 692,000円]

[支払基金：地域支援事業支援交付金 881,000円]

[繰入金：介護予防事業繰入金 394,000円]

○ 目的

ひとり暮らしや高齢者世帯等の高齢者宅を訪問し、相談に応じて適切なサービス導入をすることで、高齢者の不安を解消する。

○ 内容

訪問指導員(保健師等)が要介護認定を受けていないひとり暮らし等高齢者宅に訪問。日常生活で困っていることがないか相談に応じ、情報提供等をして適切なサービス導入などの対応をする。

[担当：高齢福祉課] P.151

7903 取手プラン生命の樹に関する経費 12,774,000円 (12,251,000円)

[国・県 4,790,000円 その他 7,984,000円]

* 特財積算根拠

[国補：介護予防事業交付金 3,193,000円]

[県補：介護予防事業交付金 1,597,000円]

[保険料：特別徴収分 1,000,000円]

[保険料：普通徴収分 1,810,000円]

[支払基金：地域支援事業支援交付金 3,577,000円]

[繰入金：介護予防事業繰入金 1,597,000円]

○ 目的

元気で自立した高齢者(一次予防事業対象者)の健康状態を保持増進し、要支援・要介護状態になる恐れの高い高齢者(二次予防事業対象者)への移行を防止する。

○ 内容

高齢者の健康状態を、体力測定・問診・血液検査の結果から総合的に分析し、それぞれの状態に応じた健康づくりの方法を指導(カウンセリング)する。その後、年間を通じて、転倒予防・チューブ体操・シルバーリハビリ体操・太極拳・脳力アップ・栄養指導など、さまざまなプログラムを提供して、継続的な健康づくりの機会を提供する。

平成22年度より毎年参加者を募集。2か年事業。

事業委託料 10,969,000円

消耗品費	107,000 円
印刷製本費	103,000 円
通信運搬費	1,595,000 円

[担当：高齢福祉課] P. 151

7904 一般高齢者介護予防教室に関する経費 3,371,000 円 (3,805,000 円)

[国・県 1,264,000 円 その他 2,107,000 円]

* 特財積算根拠

[国補：介護予防事業交付金 843,000 円]

[県補：介護予防事業交付金 421,000 円]

[保険料：特別徴収分 742,000 円]

[支払基金：地域支援事業支援交付金 944,000 円]

[繰入金：介護予防事業繰入金 421,000 円]

○ 目的

高齢者を対象にきらり笑顔教室や老いに負けない健康づくり教室等の介護予防教室を開くことで、高齢者の健康の保持増進を図る。

○ 内容

(きらり笑顔教室)

高齢者を対象にきらり笑顔教室を開催。市内にある 4 事業所に委託し、運動機能向上・口腔機能向上・認知症予防等についての講話や運動を行い介護予防を図る。

きらり笑顔教室委託料 @32,000 円×51 回=1,632,000 円

(老いに負けない健康づくり教室)

専門家によるウォーキング指導や健康教育を取り入れた集合型高齢者介護予防事業として、市内のウォーキング団体にウォーキングの指導や健康づくり教室を開催し、継続的な健康づくりの場を提供する。

老いに負けない健康づくり教室委託料 1,676,160 円

[担当：高齢福祉課] P. 152

8401 介護予防サポーター養成に関する経費 257,000 円 (271,000 円)

[国・県 96,000 円 その他 161,000 円]

* 特財積算根拠

[国補：介護予防事業交付金 64,000 円]

[県補：介護予防事業交付金 32,000 円]

[保険料：特別徴収分 57,000 円]

[支払基金：地域支援事業支援交付金 72,000 円]

[繰入金：介護予防事業繰入金 32,000 円]

○ 目的

介護予防事業に関するボランティアを養成し、各種介護予防事業に協力してもらうことで、高齢者に対する理解を深めてもらうとともに地域で高齢者を支えていく体制づくりを図っていく。

○ 内容

高齢者や介護予防に関する各専門分野の講師を招いて、介護予防サポーターの養成講座を開催する。講座を修了した方に、介護予防教室などに協力参加をしてもらう。

介護予防サポーター養成講座講師謝礼 47,000 円

認知症サポーター養成講座テキスト代（送付代・通知代込） 38,000 円

シルバーリハビリ体操を住民に指導するボランティア「シルバーリハビリ体操指導士」を養成するためにシルバーリハビリ体操 3 級養成講習会を委託し、1 年に 1 回養成講習会を開催する。

シルバーリハビリ体操 3 級養成講習会 募集：30 名 講座：全 6 日間

シルバーリハビリ体操 3 級養成講座委託料 171,612 円

[担当：高齢福祉課] P. 152

8402 介護予防拠点運営に関する経費 5,833,000 円 (5,270,000 円)

[国・県 2,187,000 円 その他 3,646,000 円]

* 特財積算根拠

[国補：介護予防事業交付金 1,458,000 円]

[県補：介護予防事業交付金 729,000 円]

[保険料：普通徴収分 1,284,000 円]

[支払基金：地域支援事業支援交付金 1,633,000 円]

[繰入金：介護予防事業繰入金 729,000 円]

○ 目的

地域の高齢者が気軽に集い、ふれあえる場を提供し、さらに健康づくりや趣味のサークルを企画することにより健康増進と生きがいづくりを図り、介護予防の拠点とする。

○ 内容

市内在住 60 歳以上の方を対象に、健康体操、趣味教室、チューブ体操、そば打ち講座等を実施する。

指定管理者は取手市社会福祉協議会。指定管理契約期間は平成 26 年度から平成 29 年度。

いきいきプラザ・げんきサロン(戸頭西・稲・藤代)指定管理料 7,663,000 円の中の運営費分(人件費、保険、消耗品費等)。

[担当：高齢福祉課] P. 152

8403 介護支援ボランティア事業に関する経費 590,000 円 (550,000 円)

[国・県 222,000 円 その他 368,000 円]

* 特財積算根拠

[国補：介護予防事業交付金 148,000 円]

[県補：介護予防事業交付金 74,000 円]

[保険料：普通徴収分 129,000 円]

[支払基金：地域支援事業支援交付金 165,000 円]

[繰入金：介護予防事業繰入金 74,000 円]

○ 目的

高齢者のボランティア活動を奨励支援することにより、自身の介護予防と社会参加・地域貢献を促進する。

○ 内容

65 歳以上の要介護認定未取得の高齢者が市内の介護保険施設でボランティア活動に従事。市は従事した時間数に対して、ポイントを付与（1 時間単位=1 ポイント）。累積したポイントに対し、翌年度に交付金を交付する（10 ポイント以上を対象。1 ポイント=100 円）。

介護支援ボランティア事業委託料 @231,480×1.08 =249,998 円

介護支援ボランティア交付金 @100×150 名×0.6×年間平均従事時間 36 時間

=324,000 円

1 介護予防事業費 5 総合事業費精算金

[担当：高齢福祉課] P.153

7501 総合事業費に要する経費 1,134,000 円 新規

[国・県 425,000 円 その他 709,000 円]

* 特財積算根拠

[国補：介護予防事業交付金 284,000 円]

[県補：介護予防事業交付金 141,000 円]

[保険料：特別徴収分 251,000 円]

[支払基金：地域支援事業支援交付金 317,000 円]

[繰入金：介護予防事業繰入金 141,000 円]

○ 目的

要支援認定者や介護予防・日常生活支援総合事業の事業対象者が住所地特例により、他市町村において介護予防・日常生活支援総合事業の指定サービスを受けた場合の事業費を支払い、利用者負担の軽減を図る。

○ 内容

・介護予防・生活支援サービス費 @90,000×12=1,080,000 円

・介護予防ケアマネジメント費 @4,226×12=50,712 円

・審査支払手数料 @61×3×12=2,196 円

2 包括的支援事業費・任意事業費 1 総務費

[担当：高齢福祉課] P.154

7601 地域包括支援センターに要する経費 81,763,000 円 (6,354,000 円)

[国・県 47,818,000 円 その他 33,945,000 円]

* 特財積算根拠

[国補：包括的支援事業・任意事業交付金 31,879,000 円]

[県補：包括的支援事業・任意事業交付金 15,939,000 円]

[保険料：特別徴収分 17,984,000 円]

[繰入金：包括的支援事業・任意事業繰入金 15,939,000 円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 22,000 円]

○ 目的

平成27年度よりおおよその日常生活圏域ごとに4ヶ所の地域包括支援センターを新たに社会福祉法人等に業務委託し、高齢者がいつまでも自分らしく、可能な限り住みなれた地域で自立した生活を続けられるように、主任介護支援専門員、保健師、社会福祉士の専門職員が互いに連携をとりながら継続的・包括的に支援していくことにより、保健医療の向上及び福祉の増進を図る。

○ 内容

地域包括支援センター業務委託料	74,402,000 円
地域包括支援センターシステム保守点検委託料	232,000 円
地域包括支援センターシステム改修業務委託料	100,000 円
地域包括支援センターシステム使用料	1,025,000 円
一般職非常勤報酬	4,548,000 円
一般職非常勤共済費	700,000 円
一般職非常勤旅費	263,000 円
消耗品・通信運搬費等	191,000 円
職員健康診断委託料	25,000 円
公用車リース代	197,000 円
職員研修負担金	80,000 円

2 包括的支援事業費・任意事業費 4 権利擁護事業費

[担当：高齢福祉課] P. 155

7501 権利擁護事業に要する経費 352,000 円 (440,000 円)

[国・県 206,000 円 その他 146,000 円]

* 特財積算根拠

[国補：包括的支援事業・任意事業交付金 137,000 円]

[県補：包括的支援事業・任意事業交付金 69,000 円]

[保険料：普通徴収分 77,000 円]

[繰入金：包括的支援事業・任意事業繰入金 69,000 円]

○ 目的

成年後見制度の利用が有効であるが、申立てにあたり援助が必要と認められる者に対し、市長が申立て人となり制度の利用を促進する。

○ 内容

身寄りのない重度の認知症高齢者や知的障害者であって、契約による介護保険サービスや障害者福祉サービスの利用が困難な方のうち、成年後見人等による支援を必要とするが、審判の申立てを行う親族がない場合などに、市長が後見などの審判の申立てをする。

事業費内訳	後見制度講演会における講師謝礼	30,000 円
	申立てに要する各種手数料	186,000 円
	研修旅費	21,000 円
	市民後見人養成講座受講料	75,000 円
	成年後見制度普及・啓発活動事業補助金	40,000 円

2 包括的支援事業費・任意事業費 5 任意事業費

[担当：高齢福祉課] P. 156

8001 介護給付費等適正化事業に要する経費 656,000円(331,000円)

[国・県 384,000円 その他 272,000円]

* 特財積算根拠

[国補：包括的支援事業・任意事業交付金 256,000円]

[県補：包括的支援事業・任意事業交付金 128,000円]

[保険料：特別徴収分 144,000円]

[繰入金：包括的支援事業・任意事業繰入金 128,000円]

○ 目的

受給者に介護サービスの利用実績を通知することにより、利用したサービスの種類や回数・費用額などが事実と相違ないかの確認を促し、架空請求などの不正発見と防止を図る。

○ 内容

介護サービス利用実績通知作成委託料 310,000円

〃 郵送料 346,000円

[担当：高齢福祉課] P. 156

8202 紙おむつ支給に関する経費 14,579,000円(14,580,000円)

[国・県 8,528,000円 その他 6,051,000円]

* 特財積算根拠

[国補：包括的支援事業・任意事業交付金 5,685,000円]

[県補：包括的支援事業・任意事業交付金 2,843,000円]

[保険料：特別徴収分 1,000,000円]

[保険料：普通徴収分前年度以前分 2,208,000円]

[繰入金：包括的支援事業・任意事業繰入金 2,843,000円]

○ 目的

在宅要介護高齢者等に対して紙おむつを支給することにより、要介護高齢者等及び介護にあたる家族の負担軽減を図る。

○ 内容

要介護認定3以上の在宅高齢者及び要介護認定1以上の在宅の認知症高齢者に対して、紙おむつを年4回支給する。(本人が市民税非課税の方を対象とする)

@3,564×3個×340人×4回=14,541,120円

[担当：高齢福祉課] P. 156

8203 在宅高齢者家族介護慰労金支給に関する経費 300,000円(300,000円)

[国・県 175,000円 その他 125,000円]

* 特財積算根拠

[国補：包括的支援事業・任意事業交付金 117,000円]

[県補：包括的支援事業・任意事業交付金 58,000円]

[保険料：普通徴収分 67,000円]

[繰入金：包括的支援事業・任意事業繰入金 58,000円]

○ 目的

市民税非課税世帯で、要介護4または5に相当する高齢者を在宅で介護し、過去1年間介護保険サービスを受けなかった介護者を慰労する。

○ 内容

家族介護慰労金 @100,000×3人=300,000円

[担当：高齢福祉課] P. 157

8301 配食サービスに関する経費 11,069,000円 (9,185,000円)

[国・県 3,551,000円 その他 7,518,000円]

* 特財積算根拠

[国補：包括的支援事業・任意事業交付金 2,367,000円]

[県補：包括的支援事業・任意事業交付金 1,184,000円]

[保険料：普通徴収分 1,334,000円]

[繰入金：包括的支援事業・任意事業繰入金 6,184,000円]

○ 目的

ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯、ひとり暮らしの障害者等で、身体的に買い物や調理が困難な人を対象に、夕飯の配達をすることにより、安否の確認、栄養摂取の補助、孤独感の解消を図る。

○ 内容

月～金までの週5回のうち必要と認められる日の夕食を配達する。利用者負担は400円。

委託料金 @550×20,000食=11,000,000円

4 諸支出金

1 償還金及び還付加算金 1 第1号被保険者保険料還付金

[担当：高齢福祉課] P. 158

7501 第1号被保険者保険料還付金 2,000,000円 (2,000,000円)

[その他 2,000,000円]

* 特財積算根拠

[保険料：普通徴収分 2,000,000円]

○ 目的

前年度における過誤納付保険料の還付をする。

○ 内容

過誤納還付金 2,000,000円